

第4章 ブロードバンド整備に関する地域における動き

4.1 地域におけるブロードバンド・サービス誘致活動の活発化

4.1.1 ブロードバンド・サービス誘致活動の状況

- ① ブロードバンド・サービスの普及にあたっては、通常、採算性等の問題から、人口の多い都市部から順次サービス展開していくため、サービスの提供が遅れる地域が発生する。このような地域では、一部において地域住民等によるブロードバンド・サービス誘致活動が活発化している。誘致活動を行っている（行った）地域は、市町村ベースで309市町村あり（FTTH: 100市町村、DSL: 218市町村、ケーブルインターネット: 60市町村、FWA: 13市町村）、全国の約13%の市町村において誘致活動が行われたことになる。うち実際に誘致実績がある地域（市町村ベース）は197あり、誘致活動を行った地域の64%を占めている
- ② 活動内容は、事業者との折衝、加入者数のとりまとめが中心であり、事業者から提示を受けた必要最低加入者数を集めるために、ホームページ、チラシ等を通じたPR活動・署名活動を行うほか、パソコン講習会を開催することによって、ニーズの裾野拡大に努めている地域もある。
- ③ 活動主体としては地域住民のほか、地元商工会、NPO等の事例がある。また、誘致活動に対する行政の関わりについては、事務局として加入希望者を集約するような積極的な支援を行っている市町村から、地域住民に対する情報提供や広報誌を通じた啓発活動のみという側面的な支援に徹している市町村まで様々である。
- ④ なお、誘致実現した後も市町村等が継続してPR活動等を行った地域については、誘致実現を機に市町村等がPR活動等を行わなくなってしまった地域よりも総じて加入率が非常に高い。

図表4. 1: ブロードバンド・サービス誘致活動の状況(メディア別)

メディア	誘致活動件数 (市町村数ベース)	うち誘致実績件数 (市町村数ベース)	誘致率
FTTH	100	39	39%
ADSL	218	141	65%
CATV	60	23	38%
FWA	13	2	15%
計	309	197	64%

注1 複数のメディアについて誘致活動を行っている市町村があるため、メディアごとの数字と合計は一致しない。
 注2 2005年3月に市町村に対して総務省が実施したアンケート調査結果による。

図表4. 2: ブロードバンド・サービス誘致活動の状況(都道府県別)

都道府県名	全市町村数	誘致実施市町村数	全市町村数に対する実施市町村の割合	都道府県名	全市町村数	誘致実施市町村数	全市町村数に対する実施市町村の割合
北海道	207	55	27%	滋賀県	33	2	6%
青森県	47	1	2%	京都府	38	3	8%
岩手県	58	9	16%	大阪府	43	1	2%
宮城県	45	3	7%	兵庫県	60	1	2%
秋田県	42	1	2%	奈良県	44	1	2%
山形県	44	16	36%	和歌山県	47	4	9%
福島県	83	10	12%	鳥取県	20	6	30%
茨城県	62	13	21%	島根県	30	0	0%
栃木県	44	11	25%	岡山県	34	2	6%
群馬県	58	13	22%	広島県	28	2	7%
埼玉県	85	2	2%	山口県	33	9	27%
千葉県	77	17	22%	徳島県	35	2	6%
東京都	62	7	11%	香川県	35	1	3%
神奈川県	37	14	38%	愛媛県	23	4	17%
新潟県	51	15	29%	高知県	48	0	0%
富山県	21	5	24%	福岡県	85	8	9%
石川県	22	6	27%	佐賀県	35	1	3%
福井県	28	0	0%	長崎県	45	0	0%
山梨県	38	7	18%	熊本県	68	0	0%
長野県	102	16	16%	大分県	25	1	4%
岐阜県	47	12	26%	宮崎県	44	8	18%
静岡県	57	0	0%	鹿児島県	78	8	10%
愛知県	74	9	12%	沖縄県	49	2	4%
三重県	47	1	2%	全国	2,418	309	13%

注1 市町村数は平成17年4月1日現在。(2,418市町村)
 注2 2005年3月に市町村に対して総務省が実施したアンケート調査結果による。

(参考) ブロードバンド・サービス誘致活動における成功事例

地域住民が主体となって実施した誘致活動において、誘致に至った事例では、実施主体が次のような強み、熱意と積極性を持って推進し、地方公共団体がこれを適切にサポートしている。

① ICT分野に精通した人材の存在

事業者と具体的な協議を進めていく上で、ICT分野に精通した人材の存在は不可欠。誘致活動の中心的役割を果たしている地域住民は、世代に拘わらず仕事や趣味等を通じてICT分野に精通している場合が多い。

② 広報活動。加入勧誘活動等の積極的实施

HPやチラシ等による広報活動のほか、電話・戸別訪問等の加入勧誘活動、ブロードバンドの具体的メリットについて、事業者の担当者を招いて説明会を開催する等、積極的な誘致活動を展開した地域は、事業者が提示した必要加入希望者数の取り纏めに成功し、誘致を果たしている。

③ 効果的な加入希望調査

地域住民のみで構成される民間組織の名前で加入希望調査を行っても、地域住民の信用が得にくく、回収率が低くなる場合がある。地方公共団体の支援によって、円滑に進む場合がある。

④ 誘致活動に係る費用負担

PR活動に係る広告費、HPの維持運営費、説明会の会場費等の誘致活動経費を、誘致活動を行う地域住民自身が負担している場合がある。これに対し、地方公共団体が定期発行する広報誌に掲載したり、説明会場を提供する等の支援をしている事例がある。

4.2 地方公共団体によるブロードバンド基盤整備

4.2.1 ブロードバンド整備計画等の策定

一部の都道府県では、IT 戦略/e 戦略といった基本構想、インフラ面、利用面まで含めた、広範な対象分野・一般的内容を持つ情報化計画のほかに、ブロードバンド基盤整備に特化した具体的な整備計画やプログラムを策定している。中には、島根県のように条件不利地域を含めた県内全域における FTTH の整備を目指すといった意欲的な目標を掲げている県もある。

図表4.3: 都道府県における整備計画・整備目標の具体例

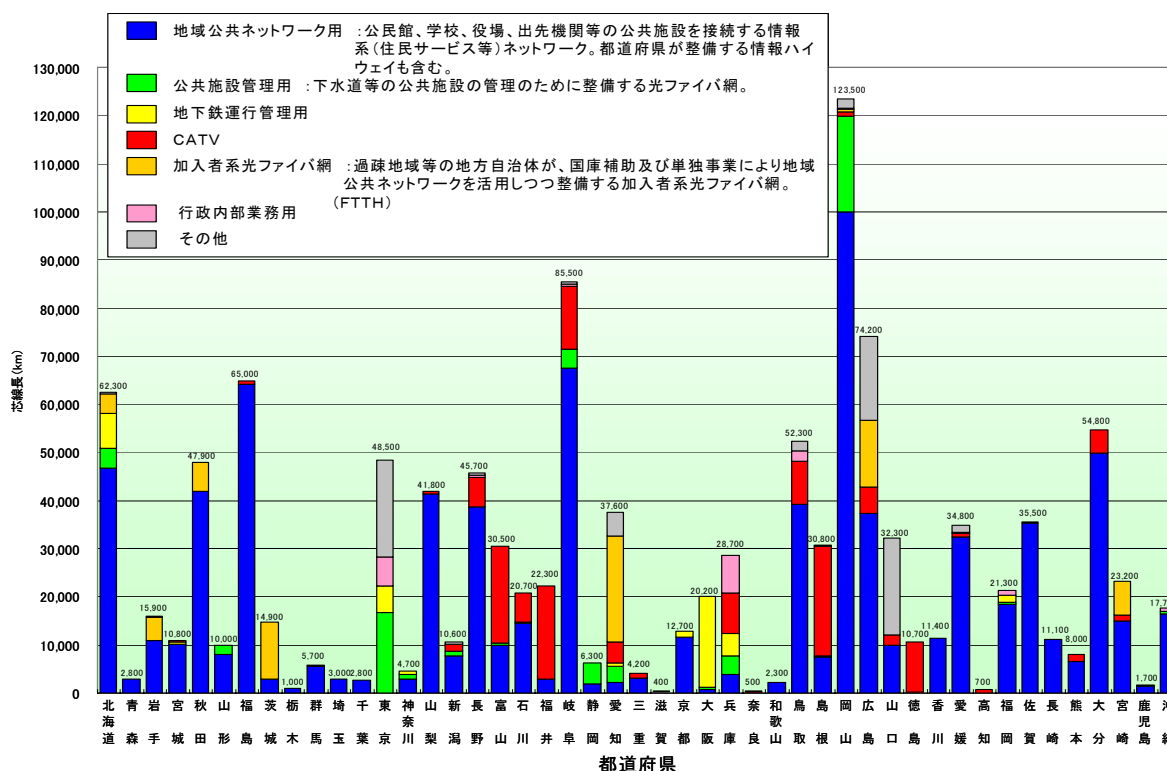
都道府県名	計画等の名称	目標の具体的な内容
北海道	北海道ブロードバンド構想(2002年11月)	○ 2005年度を目標に、ADSLやFWA等の積極的な活用により、全道隔々までの加入者系アクセス網のブロードバンド化を目指す。
秋田県	あきた IT 基本戦略2003(2002年12月)	○ ブロードバンド世帯カバー率を2005年までに70%、2010年までに100%。 ○ ブロードバンド世帯普及率を2005年までに45%、2010年までに60%。
茨城県	茨城県IT戦略推進アクションプラン(2004年3月改定)	○ 2005年までに、ADSLは83市町村、FTTHは市制部を接続可能にし、CATV、FWAは5社以上を誘致する。
千葉県	千葉県情報化推進アクションプログラム(2004年6月)	○ 2006年には、全収容局にてADSLを提供、光ファイバの世帯カバー率が85%に増加、CATV加入可能世帯数を2003年度と比較して1万増加を見込む。
新潟県	新潟県ブロードバンドネットワーク構想(2004年1月)	○ 2005年度末までに、県内全域で高速インターネットが利用できる環境を整備し、ADSL、CATVインターネットの世帯普及率が県平均で50%以上を目指す。 ○ 2010年ごろを目処に、高速・超高速インターネット合わせて、普及率が県内全ての地域において50%以上を目指す。
兵庫県	ブロードバンド100%整備プログラム(2002年9月)	○ 2005年度までに、県内全ての市町において、県民がブロードバンドでのインターネット接続が可能な環境の整備を推進。
島根県	島根県における情報通信インフラの発展シナリオ(2003年2月)	○ 第一ステップ: 全県IP網の完成(2002年) ○ 第二ステップ: 全県高速インターネット実現(2003年) ○ 第三ステップ: 光通信による地域公共ネットワーク構築(2003年~2005年) ○ 第四ステップ: 条件不利地域のFTTH実現(2006年~2011年)
岡山県	新世紀おかやま夢づくりプラン(2002年9月)	○ 2006年度を目標に、高速インターネットカバー率を100%にする。
高知県	ブロードバンド整備検討の手引(2004年3月)	○ 全ての市町村で80%以上の世帯からブロードバンド接続が可能な環境整備を目指す。

4.2.2 地域公共ネットワーク等による光ファイバ網整備及び開放の状況

① 地域公共ネットワークの整備²⁰、CATV 網の整備、公共施設管理用等の目的で、地方公共団体が光ファイバ網を自己設置する場合があります。平成 16 年 3 月末現在、全国の約 3 割の地方公共団体（964 団体）が光ファイバ網を整備しており、ケーブル長は約 4 万 km（芯線長では約 120 万 km）に上っている。用途別に見ると、地域公共ネットワークが全体の約 67%を占めており、CATV 網が約 11%、下水道等の公共施設管理用が約 5%となっている²¹。

② なお、地方公共団体が自己設置した光ファイバ網の中には、民間事業者等に開放可能なものも存在している。ただし、民間事業者のニーズと設置場所が合致していない、光ファイバが冗長化されていない、接続ポイントが無い等、民間事業者が求める整備レベルに対応していない、または未利用芯線の有無の把握が出来ていない等の理由で、開放可能とされている光ファイバ網は芯線長ベースで約 27 万 km あるが、うち実際に開放されているものは約 9 万 km に留まっている。

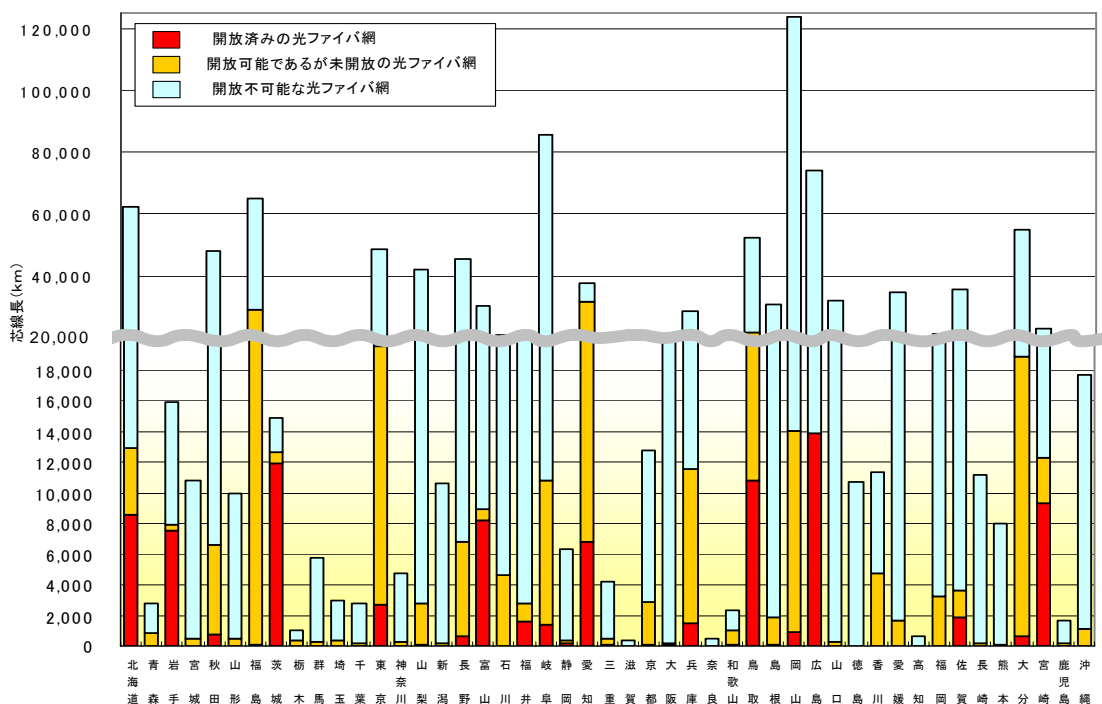
図表4.4: 地方公共団体が自己設置している光ファイバ網の状況(都道府県別)



²⁰ 「地域イントラネット基盤施設整備事業」については、平成 17 年度予算において、あらかじめ高速・超高速インターネットアクセス提供事業への開放を目的とする整備が可能となった。

²¹ 2004 年 7 月に総務省が実施したアンケート調査結果による。また、地方公共団体の数は、平成 16 年 3 月末時点の数を基準（47 都道府県、3,155 市町村）としている。

図表4.5: 地方公共団体が自己設置している光ファイバ網の開放状況(都道府県別)



4.2.3 ブロードバンド基盤整備に対する支援措置

- ① 採算性が特に厳しい地域等については、事業者の初期投資や加入者の初期負担を軽減するため、地方公共団体が補助金等の支援措置を講じている例も多い。国の補助金を除き、単独事業として支援措置を講じている地方公共団体は、平成15年度が118（うち都道府県8、市町村110）、平成16年度が143（うち都道府県22、市町村121）、平成17年度（計画ベース）が123（うち都道府県21、市町村103）あり、支援総額は3年間で263億円に上る²²。
- ② 支援措置のスキームとしては、都道府県の場合、市町村と一定割合²³で事業費を負担しあって事業者支援を行う場合が多く、市町村の場合は、上記事業者支援のほか、加入者に対する支援も行っている。また、過疎対策事業債、地域活性化事業債等の地方債を活用して自主整備を行っている場合もある。
- ③ 市町村による支援措置について、メディア別支援状況を見ると、支援措置を講じている市町村ベース・支援件数ベースではADSLが最も多く、CATV、

²² 総務省調査結果による。支援措置のほか、地方公共団体による自主整備も含む。

²³ 具体的には市町村補助額の2分の1以内を県が負担、県と市町村と事業者が3分の1ずつ負担する等の事例がある。

FTTH、FWA の順となる。支援等額（支援額及び自主整備の場合の事業費の合計額）ベースでは、CATV、FTTH、ADSL、FWA の順となっている。

- ④ なお、財政支出を伴う支援措置だけではなく、4. 1. 1のような地域におけるブロードバンド・サービス誘致活動に対して支援を行っている地方公共団体もあり、事業者との協議、地域住民に対する情報提供やPR 活動を行っている場合が多い。また、情報ハイウェイ等の自ら整備している（借上げも含む）光ファイバの開放等を行っている地方公共団体もある。

図表4. 6: 市町村によるメディア別支援措置の状況

支援対象 メディア	平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度（計画）	
	件数	支援等額（単位：千円）	件数	支援等額（単位：千円）	件数	支援等額（単位：千円）
FTTH	6	877,899	24	2,450,536	21	671,619
ADSL	78	543,012	44	446,424	31	297,050
CATV	27	1,990,016	50	5,992,378	45	7,667,379
FWA	4	196,759	4	46,149	5	49,301
計	115	3,607,686	122	8,935,487	112	8,685,349

注1 2005年3月に総務省が実施したアンケート調査結果による。

図表4. 7: 市町村によるブロードバンド・サービス誘致活動に対する支援の状況

誘致活動に対する支援	市町村数	うち誘致実績 （市町村数ベース）
事業者との協議	132	88
地域住民への情報提供・広報活動	143	97
加入希望調査の実施	63	37
加入勧誘活動	14	10
計	309	197

注1 誘致活動に対して複数の支援を行っている市町村があるため、メディアごとの数字と合計は一致しない。

注2 2005年3月に総務省が実施したアンケート調査結果による。